

厚生食監発 0922 第 1 号
令和 5 年 9 月 22 日

各 検 疫 所 長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

フランスから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「月齢制限の廃止に伴うフランスから輸入される牛肉等の取扱いについて」（令和 2 年 8 月 7 日付け薬生食監発 0807 第 1 号（最終改正：令和 4 年 12 月 23 日付け薬生食監発 1223 第 7 号））により取り扱っているところです。

今般、検疫所において、SOMAFER（施設番号 FR 87.014.002 CE）から輸出された貨物（牛肉等）を検査したところ、輸入条件である 30 か月齢超の牛の脊柱の除去が不十分であることが確認されました。

現在、フランス側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通知するまでは、当該施設で処理された貨物の届出があった場合には、輸入手続を保留の上、当課まで連絡するようお願いいたします。